

令和5年8月18日

社会福祉法人等 各位

豊田市障がい福祉課長 福岡 進太

豊田市障がい者に関する社会福祉施設等整備費補助金の希望調査について

標記について、令和7年度に補助金の申請を希望する場合は、下記のとおり関係書類を提出していただくようお願いします。

記

1 提出書類

(1) 様式1

豊田市障がい者に関する社会福祉施設等整備費補助金に係る整備計画

(2) 様式2

豊田市障がい者に関する社会福祉施設等整備費補助金に係る誓約書

(3) その他

平面図、配置図、位置図、部屋別面積表、登記簿謄本の写し、工程表及び見積書

※平面図及び部屋別面積表は、各室の指定基準上の用途（訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室、事務室等）及び内法の面積を明記してください。

※見積書は、設計金額が2千万円以上の場合は「公共建築工事共通費積算基準」を用いてください。また、複数業者から取り寄せるのではなく、同一業者による作成とし、補助対象経費と対象外経費が判別できるようにしてください。

※登記簿謄本の写しは、法人、土地及び建物について、3か月以内のものを提出ください。地番が複数の場合、土地はすべての地番の写しを提出ください。建物の写しは、創設以外（大規模修繕等）の整備を希望する場合に提出ください。

※必要に応じ、追加資料を求めることがあります。

2 提出期限

令和6年9月13日（金）

3 提出方法

電子メール（PDF ファイル）

※電子メールの件名は、「【法人名】豊田市障がい者に関する社会福祉施設等整備費補助金について」としてください。

4 その他

（1）本調査は補助金の交付を約束するものではありません。整備内容を当市で確認し、国へ協議を行うか決定します。また、協議を行っても採択されるとは限りません。

※採択件数は令和5年度で1件、令和6年度で2件です。

（2）相談及び問合せは電話又は電子メールでお願いします。また、補助を希望する当事者が行ってください。

※行政書士、設計業者、コンサルタント等の代理人による相談は対応しかねます。

（3）豊田市ホームページに掲載している補助金交付要綱等を必ず御確認ください。

5 豊田市ホームページ

トップページ > 暮らしの情報 > 福祉 > 障がい者福祉 > 事業者・医療機関等の届出 > 障がい者に関する社会福祉施設等整備費補助金（ページ番号 1003261）

（<http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/fukushi/shougai/1030041/1003261.html>）

6 提出先

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

豊田市役所 障がい福祉課 総務担当

TEL : 0565-34-6751 FAX : 0565-33-2940

メール : shougai-hu-soumu@city.toyota.aichi.jp